

検証

## 廃棄物処理法

第2回

廃棄物処理法について、関わらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で業界の根強い反対に合

理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

第3条「事業者の責務」に、市町村が処理困難となった廃棄物については、過失のいかんにかかわらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で業界の根強い反対に合

理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

第3条「事業者の責務」に、市町村が処理困難となった廃棄物については、過失のいかんにかかわらずメーカーに回収義務を負わせ、法第12条「事業者の処理」で業界の根強い反対に合

理を委託する場合は、「適正価格」で委託することを条文明記した

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

「適正価格」で委託する

# 排出者責任で適正価格へ

環境政策研究所 代表取締役  
CEO(全国食品リサイクル  
登録再生利用事業者事務  
連絡会 事務局長)



松岡 力雄氏

削除され現在の処理法に至っている。

食り法の登録制度は、都道府県や市町村で(1日当たり処理能力5t以上)の許可手続が整っていないが、地域は書類審査のみで登録する制度であり、必ずしも優良業者を担保している制度とは言えない。食り法の条文にも大臣登録制度に「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

な事案という受け止め方が大半だ。事案の再発防止を考

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ

「優良業者」とは明記されていない。だからこれまで業界内では極めてまれ